



平成28年度

第6回 みみらんどセミナー

「福祉の知識」

☆ 実施日時 ☆ 平成28年11月16日（水） 13:15～14:30

☆ テーマ ☆ 「福祉の知識」

☆ 講師 ☆ 福島市障がい福祉課 菅野 芳正 様



～障害者総合支援法～

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

基本理念：法に基づく日常生活・社会生活の支援が共生社会を実現するため、社会生活の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われること。

～自立支援給付（主なもの）～

◎補装具制度：身体上の障害を補うため、次のような用具の購入・修理にかかわる費用の支給を行います。

（聴覚障がい児・者）

- ・補聴器…重度難聴用、高度難聴用、耳あな型、骨導式

（必要なもの）

- ・申請書、身体障害者手帳（写）、補装具見積もり書、医師の意見書、認印

（利用者負担）

- ・原則1割負担（所得区分に準じて）

◎障害福祉サービス

- ・通所支援…放課後デイサービス
児童発達支援

◎地域生活支援

- ・手話通訳者派遣など



～補装具費支給までの流れ（申請者向け）～

①市役所（各支所）へ申請します。



②※市で判定する場合

「医師の意見書」により市において審査。



③支給が認められた場合、市役所から補装具費決定通知書が送付されます。



④申請者は補装具決定通知書を補装具業者に提示し、契約を結びます。



⑤補装具を受け取り、業者に利用者負担額を支払います。



⑥業者は、発行した領収書の写しを添えて、市役所へ補装具費を請求し、市役所は業者へ補装具費を支払います。

～参加者の皆様からの感想～

○様々な福祉サービスについてよく分かりました。

○新しいサービスについても、今後活用してみたいと思いました。